

ひとり親以外の低所得の子育て世帯分

低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金

支給対象

次の①および②の両方に該当する人。
ただし、ひとり親世帯分特別給付金を受け取った人は支給の対象外となります。

- ①平成15年4月2日～令和4年2月28日生れの児童を養育する父母など
※特別児童扶養手当の支給対象である障がい児は、平成13年4月2日～令和4年2月28日生れの児童
- ②令和3年度住民税(均等割)非課税の人または新型コロナウイルスの影響で令和3年1月以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人

支給額

児童1人あたり一律 **5万円**
支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。

▶申請が不要な場合(8月支給予定)

令和3年度4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、住民税(均等割)が非課税の人

※令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振込みます。

▶申請が必要な場合

高校生のみ養育している人、令和3年1月以降の収入が急変した人など(上記、手続きが不要な人以外)は、給付金を受け取るために、**申請が必要**です。

申請書および必要書類をこども未来課に直接提出または郵送してください。支給要件に該当する人に振り込み手続きを行います。

申請期間

令和**3年8月16日**(月)～令和**4年2月28日**(月)
午前 8時30分～11時30分 / 午後 1時～5時

その他

申請様式は、市のホームページやこども未来課で受け取ることができます。
手続きなどの詳細についてはこども未来課までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世代に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

糸満市支援給付金事業事務局
☎ 080(6499)8656
☎ 080(6499)8658
提出場所 糸満市西崎町3丁目1-1
その他 申請書は原則郵送です。
問い合わせ先

受付時間 10時～17時
※土日祝日を除く。

対象事業者

市内に事業所を有する法人および個人事業を営むもの※部要件に該当する場合給付金の対象外になります。糸満市観光協会のホームページまたは事務局へ問い合わせください。

対象事業者

新型コロナウイルス感染症の影響により、影響を受けた市内の事業者、雇用の維持と事業の継続および経済活動の回復のための支援を目的として、予算の範囲内で支援金を交付します。詳細は糸満市観光協会ホームページなどを確認するか、事務局へ問い合わせください。

糸満市事業者支援給付金の受付期限が、迫っています。

自粛生活が続いていますが…

こんな**症状**はありませんか？

自粛生活により人との交流が減ることで、物忘れ(認知症)が進行しやすくなる可能性があります。



高齢者本人の 気づき

- ☐ 直前にしたことや話したことを、忘れることが多くなった。
- ☐ 知っているはずの人や、物の名前が出てこなくなった。
- ☐ 物をどこに置いたか忘れ、探し物が多くなった。
- ☐ 日付や曜日を間違えたり、慣れた道で迷ったりするようになった。
- ☐ 今までできていた家事や仕事などで、ミスが多くなった。

家族など周囲の 気づき

- ☐ 同じ話を何度もすることが増えた。
- ☐ おしゃれなど身のまわりに気を使わなくなった。
- ☐ 少し複雑な話になると、理解できなくなった。
- ☐ ささいなことで、怒りっぽくなった。
- ☐ 今まで興味があったことへの関心がなくなってきた。

もしかすると
軽度認知障害(MCI)
かもしれません。

軽度認知障害とは、正常な状態と認知症の間の段階のことをいいます。認知症の前段階で気づいて生活改善などを行えば、認知症への移行を予防することや、進行をゆるやかにすることなども期待できます。

自粛中でもできる！ 認知症予防

新しいことを始めて、楽しみながら認知症予防に取り組みましょう！無理のない範囲で、自分の好きなことなどを始めることが、長続きするコツです。

- 今まで一緒に出かけていた友人や、離れている家族と電話で話をしてみる。
- 手紙や絵はがきを友人や家族に書いてみる。
- 家から出なくても、着替え身支度を整える。
- 昔好きだった趣味にチャレンジしてみる。
- 今まで作ったことのない料理にチャレンジしてみる。
- パソコンやスマートフォンなど新しい機械にチャレンジしてみる。
- 昔好きだった歌を思い出しながら歌ってみる。
- 朝日を見て生活リズムを整えたり、深呼吸をして背筋のストレッチなどを行ってみる。



認知症は早期発見が大切です！

認知症は、時間とともに進行する病気です。現在は完治が難しい病気ですが、早期に発見して適切に治療やケアをすることで、その人らしい充実した暮らしを続けることが可能です。



介護・認知症のご相談は、
糸満市役所介護長寿課
糸満市包括支援センター
☎ 840-8114
まで相談してください。